利用料金表
【３割負担】

グループホームふるさと

令和５年　７月１日現在

	①基本単価（変更あり）	②医療連携加算	③サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	給食費	部屋代	光熱費	1日あたり合計	処遇改善加算（総単位×11.1%）1ヶ月	特定処（総単位×3.1%）1ヶ月	ベースアップ加算（総単位×2.3%）1ヶ月	30日利用料金
要支援２	2244	―	66	1,200	1,000	100	4,610	7,692	2,148	1,594	149,734
要介護１	2256	117	66	1,200	1,000	100	4,739	8,122	2,268	1,683	154,243
要介護２	2361	117	66	1,200	1,000	100	4,844	8,472	2,366	1,755	157,913
要介護３	2433	117	66	1,200	1,000	100	4,916	8,711	2,433	1,805	160,429
要介護４	2481	117	66	1,200	1,000	100	4,964	8,871	2,478	1,838	162,107
要介護５	2532	117	66	1,200	1,000	100	5,015	9,041	2,525	1,873	163,889

※食費については、朝食３００円、昼食４５０円、夕食４５０円

加算項目

加算種別	要　　件	単位（円）
①サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員のうち、介護福祉士が７０％以上である	66/日
医療連携加算（Ⅰ）	医療連携体制として看護師の配置と連絡体制の確保ができている	117/日
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善についての加算	総単位×11.1%
特定介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善についての加算	総単位×3.1%
ベースアップ加算	介護職員の処遇改善についての加算	総単位×2.3%
入院時費用加算	病院または診療所へ入院した場合、１ヶ月に６日を限度とする	738/日
口腔栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中６ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を、担当する計画作成担当者に提供した場合。	60/6か月
口腔衛生管理体制加算	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている	90/月
科学的介護推進体制加算	利用者様のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に関わる基本的な情報を、厚生労働省に提出している	120/月
栄養管理体制加算	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと	90/月

※上記加算項目の要件にて職員体制、ご利用者様の状態の変化等により加算・減額が生じる場合がありますのでご了承ください。